



法律第 号)」に改める。

第六条のうち食品衛生法第十九条第一項の改正規定中「消費者政策委員会」を「消費者委員会」に改める。

第七条のうち農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の十三第五項の改正規定中「消費者政策委員会」を「消費者委員会」に改める。

第十条のうち割賦販売法第三十六条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定のうち第二項並びに同法第四十六条に一号を加える改正規定のうち第五号中「消費者政策委員会」を「消費者委員会」に改める。

第十一条のうち家庭用品品質表示法第十一条の見出し及び同条の改正規定中「消費者政策委員会」を「消費者委員会」に改める。

第十二条のうち不当景品類及び不当表示防止法第五条第一項の改正規定中「消費者政策委員会」を「消費者委員会」に改める。

第十三条のうち消費者基本法第二十七条第三項の改正規定中「消費者政策委員会」を「消費者委員会」に改める。

第十三条のうち消費者基本法第二十九条の見出しの改正規定中「消費者政策委員会」を「消費者委員会」に改め、同条の改正規定中「消費者庁設置法(平成二十年法律第 号)」を「消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第 号)」に、「消費者政策委員会」を「消費者委員会」に改める。

第十六条のうち国民生活安定緊急措置法第二十七条の見出し及び同条の改正規定中「消費者政策委員会」を「消費者委員会」に改める。

第十七条のうち特定商取引に関する法律第六十四条の見出し及び同条の改正規定並びに同法第六十七条第一項第五号の改正規定及び同項第三号の次に一号を加える改正規定のうち第四号中「消費者政策委員会」を「消費者委員会」に改める。

第十九条のうち特定商品等の預託等取引契約に関する法律第十一条の次に一条を加える改正規定のうち第十一条の二(見出しを含む。)中「消費者政策委員会」を「消費者委員会」に改める。

第二十条のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律第三条第四項の改正規定及び同法第三条の次に一条を加える改正規定のうち第三条の二第二項中「消費者政策委員会」を「消費者委員会」に改める。

第二十五条のうち食品安全基本法第二十一条第二項の改正規定中「消費者政策委員会」を「消費者委員会」に改める。

第二十六条のうち個人情報の保護に関する法律第七条第三項の改正規定中「消費者政策委員会」を「消費者委員会」に改める。

第二十九条のうち特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律附則第四条の改正規定及び同法附則第五条第二十九項の改正規定中「消費者政策委員会」を「消費者委員会」に改める。

附則第一条中「消費者庁設置法(平成二十年法律第 号)」を「消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第 号)」に改め、同条第二号中「附則第十三条」を「附則第十四条」に改め、同条第三号中「附則第十四条」を「附則第十五条」に改め、同条に次の三号を加える。

四 附則第十六条の規定 この法律の公布の日又は米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

五 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

六 附則第十八条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

附則第十四条を附則第十五条とし、附則第十三条を附則第十四条とし、附則第十二条の次に次の一条を加える。

(食育基本法の一部改正)

第十三条 食育基本法(平成十七年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号中「第四条第一項第十七号」を「第四条第一項第十八号」に改める。

附則に次の三条を加える。

(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の一部改正)

第十六条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第六条(見出しを含む。)中「消費者庁設置法」を「消費者庁及び消費者委員会設置法」に改める。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第十七条 公文書等の管理に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」を「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 国家公務員法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条中「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」を「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に改める。

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案 新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

○ 題 名

修 正 案	法 律 案
消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律	消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

（傍線部分は原案による改正部分、**太字二重線**部分は原案からの修正部分）

修正案	改正案	現行法
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇十五 〔略〕</p> <p>十六 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項</p> <p>十七 <b>消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）</b> <b>第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項</b></p> <p>十八 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇六十 〔略〕</p> <p>六十一 <b>消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第 号）</b> <b>第四</b></p> <p><b>条及び第六条第二項に規定する事務</b></p> <p>六十二 〔略〕</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇十五 〔同上〕</p> <p>十六 食品の安全性の確保<b>その他消費者の利益の擁護及び増進</b>を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項</p> <p>〔新設〕</p> <p>十七 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇六十 〔同上〕</p> <p>六十一 <b>消費者庁設置法（平成二十年法律第 号）</b> <b>第四条に規定する事務</b></p> <p>六十二 〔同上〕</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇十五 〔同上〕</p> <p>十六 食品の安全性の確保を図るための環境の総合的な整備に関する事項</p> <p>〔同上〕</p> <p>十七 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇六十 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>六十一 〔同上〕</p>

第十一条の二 第四条第一項第十六号及び第十七号並びに第三項第二十七号の二及び第六十一号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

(設置)

第三十七条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどるための合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置くことができる。

2| 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

[略]	[略]
消費者委員会	消費者庁及び消費者委員会設置法

(内閣府に置かれる委員会及び庁)  
第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定

第十一条の二 第四条第一項第十六号並びに第三項第二十七号の二及び第六十一号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

(設置)

第三十七条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどるための合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置くことができる。

2| 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

[同上]	[同上]
[新設]	[新設]

(内閣府に置かれる委員会及び庁)  
第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定

[新設]

(設置)

第三十七条 本府に、国民生活審議会を置く。  
2| 前項に定めるもののほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどるための合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置くことができる。

3| 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

[同上]	[同上]
[同上]	[同上]

(内閣府に置かれる委員会及び庁)  
第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定

めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

消費者庁	〔略〕
<b>消費者庁及び消費者委員会設置法</b>	〔略〕

めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

消費者庁	〔略〕
<b>消費者庁設置法</b>	〔略〕

めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

〔新設〕	〔略〕
〔新設〕	〔略〕

（傍線部分は原案による改正部分、**太字二重線**部分は原案からの修正部分）

修正案	改正案	現行法
<p>（所掌事務）            第四条〔略〕            一〇十六〔略〕            十七 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること（<b>内閣府</b>の所掌に属するものを除く。）            十七の二〇三十七〔略〕            三十八 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること（<b>内閣府</b>の所掌に属するものを除く。）            三十九 販売の用に供する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）            第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちや（第十六条第二項において「食品等」という。）の取締りに関すること（<b>内閣府</b>の所掌に属するものを除く。）            四十〇百十一〔略〕            2〔略〕            （地方厚生局）            第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、</p>	<p>（所掌事務）            第四条〔同上〕            一〇十六〔同上〕            十七 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること（<b>消費者庁</b>の所掌に属するものを除く。）            十七の二〇三十七〔同上〕            三十八 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること（<b>消費者庁</b>の所掌に属するものを除く。）            三十九 販売の用に供する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）            第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちや（第十六条第二項において「食品等」という。）の取締りに関すること（<b>消費者庁</b>の所掌に属するものを除く。）            四十〇百十一〔同上〕            2〔同上〕            （地方厚生局）            第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、</p>	<p>（所掌事務）            第四条〔同上〕            一〇十六〔同上〕            十七 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること。            十七の二〇三十七〔同上〕            三十八 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること。            三十九 販売の用に供する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）            第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちや（第十六条第二項において「食品等」という。）の取締りに関すること。            四十〇百十一〔同上〕            2〔同上〕            （地方厚生局）            第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、</p>

<p>3   2   〔略〕</p> <p>3   2   〔略〕</p> <p>5   3   〔略〕</p> <p>3   4   〔略〕</p>	<p>第三十七号から第四十号まで、第七十四号（第二十八条に定める事務に係る部分を除く。）、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十六号の二まで、第百号、第百号の二、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌し、並びに<b>消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第 号）</b>第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。</p> <p>2   （地方厚生支局） 第十九条 〔略〕</p> <p>2   前項に定めるもののほか、地方厚生支局は、<b>消費者庁及び消費者委員会設置法</b>第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生支局に属させられた事務をつかさどる。</p>
<p>3   2   〔同上〕</p> <p>3   2   〔同上〕</p> <p>5   3   〔同上〕</p> <p>3   4   〔同上〕</p>	<p>第三十七号から第四十号まで、第七十四号（第二十八条に定める事務に係る部分を除く。）、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十六号の二まで、第百号、第百号の二、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌し、並びに<b>消費者庁設置法（平成二十年法律第 号）</b>第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。</p> <p>2   （地方厚生支局） 第十九条 〔同上〕</p> <p>2   前項に定めるもののほか、地方厚生支局は、<b>消費者庁設置法</b>第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生支局に属させられた事務をつかさどる。</p>
<p>2   3   〔新設〕</p> <p>2   3   〔同上〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>2   〔同上〕</p> <p>（地方厚生支局） 第十九条 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第三十七号から第四十号まで、第七十四号（第二十八条に定める事務に係る部分を除く。）、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十六号の二まで、第百号、第百号の二、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。</p>

○ 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（第五条関係）

（傍線部分は原案による改正部分、**太字二重線**部分は原案からの修正部分）

修正案	改正案	現行法
<p>（経済産業局） 第十二条〔略〕</p> <p>2 経済産業局は、経済産業省の所掌事務（第四条第一項第二号、第十三号、第十四号、第四十八号、第五十九号及び第六十三号に掲げる事務を除く。）を分掌し、並びに<b>消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第 号）</b>第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p>	<p>（経済産業局） 第十二条〔同上〕</p> <p>2 経済産業局は、経済産業省の所掌事務（第四条第一項第二号、第十三号、第十四号、第四十八号、第五十九号及び第六十三号に掲げる事務を除く。）を分掌し、並びに<b>消費者庁設置法（平成二十年法律第 号）</b>第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>5 〔同上〕</p>	<p>（経済産業局） 第十二条〔同上〕</p> <p>2 経済産業局は、経済産業省の所掌事務（第四条第一項第二号、第十三号、第十四号、第四十八号、第五十九号及び第六十三号に掲げる事務を除く。）を分掌する。</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>4 〔新設〕</p> <p>〔同上〕</p>

○ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（第六条関係）

（傍線部分は原案による改正部分、**太字二重線**部分は原案からの修正部分）

修正案	改正案	現行法
<p>第十九条 内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、<u>添加物、器具又は容器包装</u>に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、<u>消費者委員会</u>の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。</p> <p>② <u>〔略〕</u></p>	<p>第十九条 内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、<u>添加物、器具又は容器包装</u>に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、<u>消費者政策委員会</u>の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。</p> <p>② <u>〔同上〕</u></p>	<p>第十九条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、<u>薬事・食品衛生審議会</u>の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。</p> <p>② <u>〔同上〕</u></p>

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）（第七条関係）

（傍線部分は原案による改正部分、**太字二重線**部分は原案からの修正部分）

修正案	改正案	現行法
<p>（製造業者等が守るべき表示の基準） 第十九条の十三 ①～④ 「略」</p> <p>5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、<b>消費者委員会</b>の意見を聴かなければならない。</p>	<p>（製造業者等が守るべき表示の基準） 第十九条の十三 ①～④ 「同上」</p> <p>5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、<b>消費者政策委員会</b>の意見を聴かなければならない。</p>	<p>（製造業者等が守るべき表示の基準） 第十九条の十三 ①～④ 「同上」</p> <p>5 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ<b>審議会</b>の意見を聴かなければならない。</p>

（傍線部分は原案による改正部分、**太字二重線**部分は原案からの修正部分）

修 正 案	改 正 案	現 行 法
<p>（消費経済審議会及び<b>消費者委員会</b>への諮問） 第三十六条〔略〕</p> <p>2 主務大臣は、第二条第四項若しくは第五項、第四条の四第一項、第二十九条の三の三第一項、第三十条の二の三第一項、第三十条の四第四項第一号又は第三十条の五第二項に規定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費経済審議会及び<b>消費者委員会</b>に諮問しなければならない。</p> <p>（主務大臣） 第四十六条〔略〕</p> <p>一、四〔略〕</p> <p>五 第三十六条第二項の規定による消費経済審議会及び<b>消費者委員会</b>への諮問に関する事項については、経済産業大臣、内閣総理大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣</p>	<p>（消費経済審議会及び<b>消費者政策委員会</b>への諮問） 第三十六条〔同上〕</p> <p>2 主務大臣は、第二条第四項若しくは第五項、第四条の四第一項、第二十九条の三の三第一項、第三十条の二の三第一項、第三十条の四第四項第一号又は第三十条の五第二項に規定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費経済審議会及び<b>消費者政策委員会</b>に諮問しなければならない。</p> <p>（主務大臣） 第四十六条〔同上〕</p> <p>一、四〔同上〕</p> <p>五 第三十六条第二項の規定による消費経済審議会及び<b>消費者政策委員会</b>への諮問に関する事項については、経済産業大臣、内閣総理大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣</p>	<p>（消費経済審議会への諮問） 第三十六条〔同上〕 〔新設〕</p> <p>（主務大臣） 第四十六条〔同上〕 一、四〔同上〕 〔新設〕</p>

○ 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）（第十一条関係）

（傍線部分は原案による改正部分、**太字二重線**部分は原案からの修正部分）

修正案	改正案	現行法
<p><b>（消費者委員会への諮問）</b>            第十一条 内閣総理大臣は、第三条第一項若しくは第五項の規定により表示の標準となるべき事項を定め、若しくは変更し、又は第五条から第七条までの規定による命令をしようとするときは、<b>消費者委員会</b>に諮問しなければならない。</p>	<p><b>（消費者政策委員会への諮問）</b>            第十一条 内閣総理大臣は、第三条第一項若しくは第五項の規定により表示の標準となるべき事項を定め、若しくは変更し、又は第五条から第七条までの規定による命令をしようとするときは、<b>消費者政策委員会</b>に諮問しなければならない。</p>	<p><b>（消費経済審議会への諮問）</b>            第十一条 経済産業大臣は、第三条の規定により表示の標準となるべき事項を定め、又は第五条から第七条までの規定による命令をしようとするときは、<b>消費経済審議会</b>に諮問しなければならない。</p>

○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）（第十二条関係）

（傍線部分は原案による改正部分、**太字二重線**部分は原案からの修正部分）

修正案	改正案	現行法
<p>（公聴会等及び告示）</p> <p>第五条 内閣総理大臣は、<u>第二条第三項若しくは第四項若しくは前条第一項第三号の規定による指定若しくは第三条の規定による制限若しくは禁止をし、又はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるとともに、<b>消費者委員会</b>の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（公聴会等及び告示）</p> <p>第五条 内閣総理大臣は、<u>第二条第三項若しくは第四項若しくは前条第一項第三号の規定による指定若しくは第三条の規定による制限若しくは禁止をし、又はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるとともに、<b>消費者政策委員会</b>の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>2 〔同上〕</p>	<p>（公聴会及び告示）</p> <p>第五条 公正取引委員会は、<u>第二条若しくは前条第一項第三号の規定による指定若しくは第三条の規定による制限若しくは禁止をし、又はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるものとする。</u></p> <p>2 〔同上〕</p>

○ 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）

（第十三条関係）

（傍線部分は原案による改正部分、**太字二重線**部分は原案からの修正部分）

修正案	改正案	現行法
<p>（消費者政策会議） 第二十七条 ①・2 <b>〔略〕</b></p> <p>3 会議は、次に掲げる場合には、<b>消費者委員会</b>の意見を聴かなければならない。</p> <p>一・二 <b>〔略〕</b></p>	<p>（消費者政策会議） 第二十七条 ①・2 <b>〔同上〕</b></p> <p>3 会議は、次に掲げる場合には、<b>消費者政策委員会</b>の意見を聴かなければならない。</p> <p>一・二 <b>〔同上〕</b></p>	<p>（消費者政策会議） 第二十七条 ①・2 <b>〔同上〕</b></p> <p>3 会議は、消費者基本計画の案を作成しようとするときは、<b>国民生活審議会</b>の意見を聴かなければならない。</p> <p><b>〔新設〕</b></p>
<p>（消費者委員会） 第二十九条 消費者政策の推進に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、<b>消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第 号）</b>第六條の定めるところにより、<b>消費者委員会</b>において行うものとする。</p>	<p>（消費者政策委員会） 第二十九条 消費者政策の推進に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、<b>消費者庁設置法（平成二十年法律第 号）</b>第六條の定めるところにより、<b>消費者政策委員会</b>において行うものとする。</p>	<p>（国民生活審議会） 第二十九条 消費者政策の推進に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、内閣府設置法第三十八條の定めるところにより、<b>国民生活審議会</b>において行うものとする。</p>

○ 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）（第十六条関係）

（傍線部分は原案による改正部分、**太字二重線**部分は原案からの修正部分）

修正案	改正案	現行法
<p>（<b>消費者委員会</b>への諮問等）            第二十七条 <b>消費者委員会</b>は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。</p> <p>2 <b>消費者委員会</b>は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることができる。</p>	<p>（<b>消費者政策委員会</b>への諮問等）            第二十七条 <b>消費者政策委員会</b>は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。</p> <p>2 <b>消費者政策委員会</b>は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることができる。</p>	<p>（国民生活審議会への諮問等）            第二十七条 国民生活審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。</p> <p>2 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることができる。</p>

○ 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（第十七条関係）

（傍線部分は原案による改正部分、**太字二重線**部分は原案からの修正部分）

修 正 案	改 正 案	現 行 法
<p>（<b>消費者委員会</b>及び消費経済審議会への諮問）</p> <p>第六十四条 主務大臣は、第二条第四項、第九条第一項（第三号を除く。）、第二十四条第一項（第二号を除く。）、第二十六条第二項第二号若しくは第三項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項又は第四十八条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、<b>消費者委員会</b>及び消費経済審議会に諮問しなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、第二条第一項第二号若しくは第三項、第六条第四項、第九条第一項第三号、第二十四条第一項第三号、第二十六条第三項第一号、第三十四条第四項、第四十条の二第二項第四号、第四十一条第一項第一号（金額に係るものに限る。）、第四十九条第二項第一号ロ若しくは第二号、第五十二条第三項又は第六十六条第二項（密接関係者の定めに係るものに限る。）の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、<b>消費者委員会</b>及び消費経済審議会に諮問しなければならない。</p> <p>（主務大臣等） 第六十七条条〔略〕</p>	<p>（<b>消費者政策委員会</b>及び消費経済審議会への諮問）</p> <p>第六十四条 主務大臣は、第二条第四項、第九条第一項（第三号を除く。）、第二十四条第一項（第三号を除く。）、第二十六条第二項第二号若しくは第三項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項又は第四十八条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、<b>消費者政策委員会</b>及び消費経済審議会に諮問しなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、第二条第一項第二号若しくは第三項、第六条第四項、第九条第一項第三号、第二十四条第一項第三号、第二十六条第三項第一号、第三十四条第四項、第四十条の二第二項第四号、第四十一条第一項第一号（金額に係るものに限る。）、第四十九条第二項第一号ロ若しくは第二号、第五十二条第三項又は第六十六条第二項（密接関係者の定めに係るものに限る。）の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、<b>消費者政策委員会</b>及び消費経済審議会に諮問しなければならない。</p> <p>（主務大臣等） 第六十七条条〔同上〕</p>	<p>（消費経済審議会への諮問）</p> <p>第六十四条 主務大臣は、第二条第四項、第九条第一項（第三号を除く。）、第二十四条第一項（第三号を除く。）、第二十六条第二項第二号若しくは第三項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項又は第四十八条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣は、第二条第一項第二号若しくは第三項、第六条第四項、第九条第一項第三号、第二十四条第一項第三号、第二十六条第三項第一号、第三十四条第四項、第四十条の二第二項第四号、第四十一条第一項第一号（金額に係るものに限る。）、第四十九条第二項第一号ロ若しくは第二号、第五十二条第三項又は第六十六条第二項（密接関係者の定めに係るものに限る。）の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。</p> <p>（主務大臣等） 第六十七条条〔同上〕</p>

一〇三 〔略〕

四 通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に関する事項、訪問販売協会及び通信販売協会に関する事項並びに第六十四条第二項の規定による**消費者委員会**及び**消費経済審議会**への諮問に関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣

五 〔略〕

六 第六十四条第一項の規定による**消費者委員会**及び**消費経済審議会**への諮問に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣

一〇三 〔同上〕

四 通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に関する事項、訪問販売協会及び通信販売協会に関する事項並びに第六十四条第二項の規定による**消費者政策委員会**及び**消費経済審議会**への諮問に関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣

五 〔同上〕

六 第六十四条第一項の規定による**消費者政策委員会**及び**消費経済審議会**への諮問に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣

一〇三 〔同上〕  
〔新設〕

四 〔同上〕

五 第六十四条第一項の規定による**消費経済審議会**への諮問に関する事項については、経済産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣

○ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）（第十九条関係）

（傍線部分は原案による改正部分、**太字二重線**部分は原案からの修正部分）

修正案	改正案	現行法
<p>（<b>消費者委員会</b>への諮問）</p> <p>第十一条の二 内閣総理大臣は、第二条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、<b>消費者委員会</b>に諮問しなければならない。</p>	<p>（<b>消費者政策委員会</b>への諮問）</p> <p>第十一条の二 内閣総理大臣は、第二条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、<b>消費者政策委員会</b>に諮問しなければならない。</p>	<p>〔新設〕</p>

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（第二十条関係）

（傍線部分は原案による改正部分、**太字二重線**部分は原案からの修正部分）

修正案	改正案	現行法
<p>（日本住宅性能表示基準）            第三条 ①～③〔略〕</p> <p>4 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にあつては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあつては<b>消費者委員会</b>の議決を、それぞれ経なければならぬ。</p> <p>5 〔略〕 〔削る〕</p> <p>（評価方法基準）            第三条の二 〔略〕</p> <p>2 前条第二項から第五項までの規定は、評価方法基準について準用する。この場合において、同条第三項中「国土交通大臣又は内閣総理大臣」とあり、並びに同条第四項及び第五項中「国土交通大臣及び内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第四項中「国土交通大臣にあつては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあつては<b>消費者委員会</b>の議決を、それぞれ」とあるのは「社会資本整備審議会の議決を」と読み替えるものとする。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>（日本住宅性能表示基準）            第三条 ①～③〔同上〕</p> <p>4 国土交通大臣及び内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にあつては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあつては<b>消費者政策委員会</b>の議決を、それぞれ経なければならぬ。</p> <p>5 〔同上〕 〔同上〕</p> <p>（評価方法基準）            第三条の二 〔同上〕</p> <p>2 前条第二項から第五項までの規定は、評価方法基準について準用する。この場合において、同条第三項中「国土交通大臣又は内閣総理大臣」とあり、並びに同条第四項及び第五項中「国土交通大臣及び内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第四項中「国土交通大臣にあつては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあつては<b>消費者政策委員会</b>の議決を、それぞれ」とあるのは「社会資本整備審議会の議決を」と読み替えるものとする。</p> <p>3 〔同上〕</p>	<p>（日本住宅性能表示基準）            第三条 ①～③〔同上〕</p> <p>4 国土交通大臣は、<u>第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の議決を経なければならぬ。</u></p> <p>5 〔同上〕 〔同上〕</p> <p>6 〔新設〕</p>

○ 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（第二十五条関係）

（傍線部分は原案による改正部分、**太字二重線**部分は原案からの修正部分）

修正案	改正案	現行法
<p>（措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表）</p> <p>第二十一条〔略〕</p> <p>2 内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>3・4 〔略〕</p>	<p>（措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表）</p> <p>第二十一条〔同上〕</p> <p>2 内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者政策委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>3・4 〔同上〕</p>	<p>（措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表）</p> <p>第二十一条〔同上〕</p> <p>2 内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>3・4 〔同上〕</p>

○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（第二十六条関係）

（傍線部分は原案による改正部分、**太字二重線**部分は原案からの修正部分）

修正案	改正案	現行法
<p>第七条 ①・2 <b>〔略〕</b></p> <p>3 内閣総理大臣は、<b>消費者委員会</b>の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4・5 <b>〔略〕</b></p>	<p>第七条 ①・2 <b>〔同上〕</b></p> <p>3 内閣総理大臣は、<b>消費者政策委員会</b>の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4・5 <b>〔同上〕</b></p>	<p>第七条 ①・2 <b>〔同上〕</b></p> <p>3 内閣総理大臣は、<b>国民生活審議会</b>の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4・5 <b>〔同上〕</b></p>

○ 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）（第二十九条関係）

（傍線部分は原案による改正部分、**太字二重線**部分は原案からの修正部分）

修正案	改正案	現行法
<p>附則</p> <p>第四条 ①～10〔略〕</p> <p>11 新特定商取引法第六十七条第一項第六号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第二十六条第一項第八号二、第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号又は第六項第二号の政令の制定の立案のために、政令で定めるところにより、<b>消費者委員会</b>及び消費経済審議会に諮問することができる。</p> <p>12 新特定商取引法第六十七条第一項第四号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第二十六条第四項第三号又は第六項第一号の政令の制定の立案のために、政令で定めるところにより、<b>消費者委員会</b>及び消費経済審議会に諮問することができる。</p> <p>13 〔略〕</p> <p>29 第五條 ①～28 〔略〕</p> <p>29 新割賦販売法第四十六条第四号に定める主務大臣又は新割賦販売法第四十六条第五号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新割賦販売法第三十五条の三の二十六第一項第二号若しくは</p>	<p>附則</p> <p>第四条 ①～10〔同上〕</p> <p>11 新特定商取引法第六十七条第一項第六号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第二十六条第一項第八号二、第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号又は第六項第二号の政令の制定の立案のために、政令で定めるところにより、<b>消費者政策委員会</b>及び消費経済審議会に諮問することができる。</p> <p>12 新特定商取引法第六十七条第一項第四号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第二十六条第四項第三号又は第六項第一号の政令の制定の立案のために、政令で定めるところにより、<b>消費者政策委員会</b>及び消費経済審議会に諮問することができる。</p> <p>13 〔同上〕</p> <p>29 第五條 ①～28 〔同上〕</p> <p>29 新割賦販売法第四十六条第四号に定める主務大臣又は新割賦販売法第四十六条第五号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新割賦販売法第三十五条の三の二十六第一項第二号若しくは</p>	<p>附則</p> <p>第四条 ①～10〔同上〕</p> <p>11 新特定商取引法第六十七条第一項第五号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第二十六条第一項第八号二、第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号又は第六項第二号の政令の制定の立案のために消費経済審議会に諮問することができる。</p> <p>12 経済産業大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第二十六条第四項第三号又は第六項第一号の政令の制定の立案のために消費経済審議会に諮問することができる。</p> <p>13 〔同上〕</p> <p>29 第五條 ①～28 〔同上〕</p> <p>29 新割賦販売法第四十六条第四号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新割賦販売法第三十五条の三の十九第四項、第三十五条の三の二十六第一項第二号又は第四十条第六項（密接関係者の</p>

第四十条第九項（密接関係者の定めに係るものに限る。）に規定する政令又は新割賦販売法第三十五条の三の十九第四項に規定する政令の制定の立案のために消費経済審議会に、又は政令で定めるところにより、消費経済審議会及び**消費者委員会**に諮問することができる。

第四十条第九項（密接関係者の定めに係るものに限る。）に規定する政令又は新割賦販売法第三十五条の三の十九第四項に規定する政令の制定の立案のために消費経済審議会に、又は政令で定めるところにより、消費経済審議会及び**消費者政策委員会**に諮問することができる。

定めに係るものに限る。）に規定する政令の制定の立案のために消費経済審議会に諮問することができる。

○ 附則第一条関係

(傍線部分は修正部分)

修正案	法律案
<p>附則 (施行期日) 第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 附則第十四条の規定 この法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>三 附則第十五条の規定 この法律の公布の日又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>四 附則第十六条の規定 この法律の公布の日又は米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>五 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>六 附則第十八条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日</p>	<p>附則 (施行期日) 第一条 この法律は、消費者庁設置法(平成二十年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 附則第十三条の規定 この法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>三 附則第十四条の規定 この法律の公布の日又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

○ 附則第十三条及び附則十四条関係

(傍線部分は修正部分)

修正案	法律案
<p>附則</p> <p>(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)</p> <p>第十四条 〔略〕</p> <p>(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)</p> <p>第十五条 〔略〕</p>	<p>附則</p> <p>(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)</p> <p>第十三条 〔同上〕</p> <p>(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)</p> <p>第十四条 〔同上〕</p>

○ 食育基本法（平成十七年法律第六十三号）（附則第十三条〔新設〕関係）

（傍線部分は修正部分）

修正案	現行法
<p>（委員） 第二十九条〔略〕 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。） 二・三〔略〕 2〔略〕</p>	<p>（委員） 第二十九条〔同上〕 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。） 二・三〔同上〕 2〔同上〕</p>

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第

号）（附則第十六条〔新設〕関係）

（傍線部分は修正部分）

修正案	法律案
<p>附則 （消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正） 第六条 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕</p>	<p>附則 （消費者庁設置法の一部改正） 第六条 消費者庁設置法（平成二十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。 〔同上〕</p>

修正案	法律案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）</p> <p>第十一条 この法律の施行の日が消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日前である場合には、前条のうち、内閣府設置法第四条第三項第三十九号の次に一号を加える改正規定中「第四条第三項第三十九号」とあるのは「四十一の二」と、同項第四十一号の改正規定中「第四条第三項第四十一号」とあるのは「第四条第三項第四十三号」とする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第二条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定中「同項第四十号から第四十三号までを二号ずつ繰り上げ」とあるのは、「同項第四十号を同項第三十八号とし、同項第四十一号を同項第三十九号とし、同項第四十一号の二を同項第三十九号の二とし、同項第四十二号を同項第四十号とし、同項第四十三号を同項第四十一号とし」とする。</p> <p>3 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日前である場合には、前条のうち内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定中「第三十七条第二項」とあるのは、「第三十七条第三項」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）</p> <p>第十一条 この法律の施行の日が消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日前である場合には、前条のうち、内閣府設置法第四条第三項第三十九号の次に一号を加える改正規定中「第四条第三項第三十九号」とあるのは「第四条第三項第四十一号」と、「三十九の二」とあるのは「四十一の二」と、同項第四十一号の改正規定中「第四条第三項第四十一号」とあるのは「第四条第三項第四十三号」とする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第二条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定中「同項第四十号から第四十三号までを二号ずつ繰り上げ」とあるのは、「同項第四十号を同項第三十八号とし、同項第四十一号を同項第三十九号とし、同項第四十一号の二を同項第三十九号の二とし、同項第四十二号を同項第四十号とし、同項第四十三号を同項第四十一号とし」とする。</p> <p>3 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日前である場合には、前条のうち内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定中「第三十七条第二項」とあるのは、「第三十七条第三項」とする。</p>

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第

号）（附則第十八条〔新設〕関係）

（傍線部分は修正部分）

修正案	法律案
<p>附則 （調整規定） 第二条 施行日が消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日前である場合には、第四条のうち内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定中「第三十七条第二項」とあるのは、「第三十七条第三項」とする。</p>	<p>附則 （調整規定） 第二条 施行日が消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日前である場合には、第四条のうち内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定中「第三十七条第二項」とあるのは、「第三十七条第三項」とする。</p>